

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収等に関する事務
②事務の概要	・生活保護法による申請に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の確認、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向けサーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項 別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[特定個人情報の提供]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 [特定個人情報の照会]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42及び43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部社会福祉課 郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2826
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部社会福祉課 郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2826
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保護申請書へマイナンバーを記載いただき、真正性について複数人で確認、またシステム登録の際においても複数人で確認の上登録している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバーの記載のあった申請書類等は厳重に保管している。また、副本登録誤りによる情報漏えいについて、個人番号の紐付け誤りの防止は特に注意し、業務宛名番号と個人番号の紐付け時には複数人で確認を行うなどして、発生防止に努めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	表紙 及び I ①事務の名称	保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務	保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収等に関する事務	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	I 5②	社会福祉課長 乗添隆一	社会福祉課長 印南百合子	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	I 7	鹿児島県保健福祉部社会福祉課鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2826	鹿児島県保健福祉部社会福祉課郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	II 1	2015/3/1	2016/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	II 2	2015/3/1	2016/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	I 5②	社会福祉課長 印南百合子	社会福祉課長 西 正智	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	II 1	2016/4/1	2017/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	II 2	2016/4/1	2017/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 5①	鹿児島県保健福祉部社会福祉課	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 5②	社会福祉課長 西 正智	課長	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 7	鹿児島県保健福祉部社会福祉課郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 8	鹿児島県保健福祉部社会福祉課郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	II 1	2017/4/1	2018/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	II 2	2017/4/1	2018/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	I 4②	番号法第19条第7号 別表第二 項番26	番号法第19条第7号 別表第二 項番9.10.14.16.18.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.50.5	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	II 1	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	II 2	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	I 1②	生活保護法による申請に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する番号法第19条第7号 別表第二 項番	生活保護法による申請に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給番号法第19条第7号 別表第二 項番	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	I 4②	9.10.14.16.18.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.50.5	9.10.14.18.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.5	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	II 1	2019/4/1	2020/4/1	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	II 2	2019/4/1	2020/4/1	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	I 5①	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課	くらし保健福祉部社会福祉課	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	I 7	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課	くらし保健福祉部社会福祉課	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	I 8	鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課	くらし保健福祉部社会福祉課	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	II 1	2020/4/1	2021/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	II 2	2020/4/1	2021/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年7月28日	I 4②	番号法第19条第7号 別表第二 項番9.10.14.18.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.5	番号法第19条第8号 別表第二 項番9.10.14.18.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.5	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	II 1	2021/4/1	2022/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	II 2	2021/4/1	2022/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	I 1②	生活保護法による申請に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給	・生活保護法による申請に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う変更
令和5年6月14日	I 1③	生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う変更
令和5年6月14日	II 1	2022/4/1	2023/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	II 2	2022/4/1	2023/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	II 1	2023/4/1	2024/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	II 2	2023/4/1	2024/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一 項番15	番号法別表23項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	I 4②	番号法第19条第8号 別表第二 項番9.10.14.18.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.5	[特定個人情報の提供]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	I 5①	くらし保健福祉部社会福祉課	保健福祉部社会福祉課	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	I 7	くらし保健福祉部社会福祉課 郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-	保健福祉部社会福祉課 郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2826	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	I 8	くらし保健福祉部社会福祉課 郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-	保健福祉部社会福祉課 郵便番号890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2826	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	I 3	別表第3項	番号法第9条第1項 別表 23の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	I 9	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年9月8日	II 1	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	II 2	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	IV 8	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年9月8日	IV 11	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和8年7月30日	表紙	、	、	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和8年7月30日	II 1	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和8年7月30日	II 2	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和8年7月30日	I 1	、	、	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和8年7月30日	I 4	、	、	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)